〈教育と社会〉研究　第23号　2013年

学校運動部活動と戦後教育学／体育学
――なぜスポーツは学校教育へ結びつけられるのか――

一橋大学　中　澤　篤　史

1．はじめに

本稿の目的は、学校運動部活動が戦後の教育学／体育学の中でどのように論じられてきたのかを検討することを通じて[1)]、なぜ日本ではスポーツが学校教育へ結びつけられるのかを考察することである。

日本の学校教育には運動部活動がある。学校は教科教育だけではなく、教育課程に含まれない活動でありながら、運動部活動としてスポーツの機会も用意してきた。教師は授業だけでなく、たとえスポーツの経験が無く負担を被る場合でさえも、運動部活動の指導や運営を担当してきた。このように日本では、一見すると教育とは無関係に思われるスポーツを教育活動として編成してきた。しかし、運動部活動が日本ほど大規模に成立している国は、他に無い（文部省編、1968; Bennett et al., 1983; Weiss and Gould eds., 1986; Flath, 1987; Haag et al. eds., 1987; Wagner ed., 1989; De Knop et al. eds., 1996）。つまり、運動部活動の大規模な成立状況が示唆しているのは、スポーツと学校教育の日本特殊的関係である。なぜ日本では、スポーツが学校教育へ結びつけられるのか[2)]。

本稿は、こうしたスポーツと学校教育の日本特殊的関係がいかにして構築されてきたのかを探究する一環として、理念のありように分析レベルを定め、戦後教育学／体育学における運動部活動の議論について検討する。具体的な検討に移る前に、戦前から続く運動部活動を考える上で、本稿が戦後の教育学／体育学の議論に注目する理由を述べておきたい。

2．戦後の教育学／体育学の議論に注目する理由

本稿が戦後の教育学／体育学の議論に注目する理由は、運動部活動を成立させる学校と教師のかかわりが戦前に比べて戦後で強くなったからであり、そうした学校と教師のかかわりを後押ししたのが戦後の教育学／体育学であったと考えられるからである。この点を、運動部活動の歴史的変遷を概観しながら、確認しておこう。

運動部活動の起源は、明治前半期にまで遡ることができる。体育・スポーツ史領域の通史研究が明らかにしているように、運動部活動は、明治前半期に東京の高等教育機関で誕生し、その後、大正・昭和初期までに全国の中等教育機関に普及していった（竹之下、1950；木下、1970；世界教育史研究会編、1975；竹之下・岸野、1983）。ここで重要なことは、戦前の運動部活動を成立させていた基本的な力は、学生・生徒の意思であった点である（木下、1970）。体育学者であり国立体育研究所所長なども務めた岩原拓（1936、p.25）は、大正末期の運動部活動の実態について、「学生生徒の意思に放任し過ぎた観があった」と述べている。戦前の運動部活動では、学校と教師のかかわりが比較的少なかったといえる[3)]。

対して、戦後の学校教育改革において、学校と教師のかかわりは著しく増加した。なぜなら戦前の軍国主義から戦後の民主主義へという変化の中で、民主主義的な国家・人間を形成するために、自由と自治を象徴するスポーツが高く価値づけられたからである。それゆえ、戦前と比較して、多くの学校と教師が運動部活動へ強くかかわることが求められ、実際にかかわり始めた。つまり、運動部活動は戦前から存在してきたが、その成立の仕方を見ると、戦前／戦後の区切りは、大きな意味を持つ。それは、スポーツをたのしみたい学生・生徒自身が成立させた時代から、教育的関心を持った学校と教師が成立させる時代への、転換である。

こうした時代の転換を支え、運動部活動への学

校と教師のかかわりを後押ししたのが、教育学／体育学であった。戦後の教育学／体育学は、理念として運動部活動に価値を与え、学校と教師を運動部活動へかかわるように動機づけた。それゆえに学校と教師は、教育的関心を持って運動部活動を成立させるようになり、その結果、日本ではスポーツが学校教育へ結びつけられるようになったと思われる。

だとすれば、戦後の教育学／体育学は運動部活動についてどう議論したのか。以下では、学校や教師たちの運動部活動へのかかわり方に大きな影響を与えた、大谷武一の学校体育論、宮坂哲文の教科外活動論、城丸章夫と中村敏雄の運動部活動論を検討する。

3．大谷武一の学校体育論[4)]

大谷武一は、大正期から戦後初期までの日本における体育全体の第一人者である。大谷は、終戦後間もない1948年に、「これからの体育」と題した文章の中で、次のように論じている。

「今後の体育は、学校における場合でも、社会における場合でも、スポーツを中心に運営されることになるものと考えて、まず、まちがいはない。それは、これからのわが国の教育は、専ら民主主義を基調とした自由教育を行うことになるわけであるが、スポーツは、民主主義の基盤の上に発達したものであるだけに、今後の教育と同調で行けるので、指導上まことに都合がよいからである。」（大谷、1948→1960、p.103）

大谷は、終戦後の「民主主義を基調とした自由教育」において、学校体育は、「スポーツを中心に運営される」と考えた。なぜなら、スポーツは、「民主主義の基盤の上に発達した」からであり、民主主義的な学校教育と合致するからであるという。こうした学校体育におけるスポーツの位置づけは、戦前と戦後で大きく変化した。続けて大谷は、次のように論じている。

「体育の方法としてそれほどまでに優れているスポーツが、何故に、これまで、わが国で体育の王座を占めるに至らなかったのであるかというと、それは、従来の教育が、どちらかといえば、画一的な形式訓練を重視したために、この方針に最も適応している体操や、教練が重視せられ、これらの点では、全く相反した立場にあったスポーツが、おのずから軽視されるという傾向にあったわけである。ところが終戦後、わが国の教育の行き方に一大転換が遂げられた結果、従来の画一的な、詰込主義を排して、自由な自主的活動を重んずる、個性伸張の教育が行われることになったので、自主性に富んだスポーツが最前線に登場するのは、自然の勢いで、少しもあやしむにたりない。」（大谷、1948→1960、pp.103-104）

大谷が論じるように、戦前の学校体育は、「画一的な形式訓練を重視」して、それに「最も適応している体操や、教練」を中心とした。しかし戦後の学校体育は、「自由な自主的活動を重んずる、個性伸張の教育」として、「自主性に富んだスポーツ」を中心とした。戦後民主主義教育は、子どもの自由と自主性に高い価値を与え、それゆえに自由で自主的活動であるスポーツを求めたのである。その戦後民主主義教育に応じたスポーツによる学校体育が、大谷のいう「これからの体育」であった。

こうした戦後教育改革期における学校体育の変化と、戦後民主主義教育におけるスポーツの位置づけによって、スポーツと学校教育が結びついたと考えられる。すなわち、その結びつきには、子どもの自由と自主性を巡る理念が投影されていた。

4．宮坂哲文の教科外活動論[5)]

ただし、子どもの自由と自主性を巡る理念は、学校体育だけでなく、戦後学校教育全体を包み込んだ。とりわけ、それが前面に押し出されたのが、教科外活動や特別活動の領域であった。この領域は、学習指導要領上では、「自由研究」「教科以外の活動」「特別教育活動」「特別活動」と名称を変えてきたが、そこで追求されてきたのが、「生きることの教育」（宇留田、1981）、「生き生きとした学校生活の創造」（木原、1979）、そして「子どもの自主性を育てる」教育（宮坂、1959→1975）であった[6)]。以下では、教科外活動論および特別活動論の第一人者である宮坂哲文の議論を辿ってみ

たい。宮坂は次のように論じる。

「特別教育活動とは子どもたちが自主的にいとなむ生活活動のことだといわれる。たんに子どもの自主性を育てるということであれば、教科の学習のなかでも当然考えられることである。しかし、生活活動を自主的にいとなむということになると、教科以外の場でないと、いろいろな拘束が生じることになる。教科の大系や、教科そのものを、子どもたちが自分できめるということは困難なことである。教科外の領域にはそのような拘束は存在しないという考えかたがともかくも前提になって、子どもたちの自主的な生活活動としての教科外活動というものが考えられているといえよう。」（宮坂、1959→1975、p.13）

宮坂によれば、「子どもの自主性を育てる」ためには、「教科以外の場」が必要であるという。なぜなら教科教育の枠組みには、「拘束」があるからである。「教科以外の場」には「拘束は存在しない」と考えることで、はじめて、「子どもたちの自主的な生活活動としての教科外活動」が構想可能だったわけである。続けて宮坂は、次のように論じる。

「自主的な生活活動という以上、子どもたちの側に、自由と主体性とがなければならない。教師によって子どもたちの意思が拘束されたり、学校や教師の指示や命令で子どもたちが動かされるところに、子どもたちの生活活動の自由と主体性とはありえない。したがって特別教育活動は、なによりもまず、学校や教師からの校則や指示命令から自由でなければならないことになる。つまり、子どもたち自身の自由な意思と、行動の主体性とが、特別教育活動にとっての必須要件でなければならないことになる。」（宮坂、1959→1975、p.13）

宮坂は、教科外活動の中心には、「子どもの自由と主体性がなければならない」と論じる。教科外活動の必須要件は、「子どもたちの自身の自由な意思と、行動の主体性」であった。それゆえ、学校と教師は、子どもに指示・命令してはならない。では、教科外活動において、学校と教師は何もせずに、子どもを放任しておけばよいのか。

「特別教育活動というものが、ただ放っておいても生まれてくるものではないこと、そこになんらかの育成の手段が、つまりなんらかの指導が必要なものであることは明らかであろう。本来の教科外活動をなり立たせるところの、子どもたちの自由な意思や主体性、さらに要求、生活意欲、問題意識といったものは、やはりそれ自体育成されねばならないものだということはまちがいないところだと考えられる。いいかえれば、特別教育活動を学校がその教育活動の一環にふくめて考えるということは、子どもたちの自主性を育てて、自主的活動を育てることを学校の任務とするということだということになる。」（宮坂、1959→1975、p.14）

宮坂にとって、子どもの自由と主体性を尊重することは、子どもを放任することと同じではなかった。宮坂は、子どもの自由と主体性は、「それ自体育成されねばならない」と論じる。「子どもたちの自主性を育てて、自主的活動を育てること」が、学校と教師の任務とされたわけである。すなわち、学校と教師は、一方で、子どもの自由と主体性のために子どもに指示・命令してはならず、もう一方で、同じく子どもの自由と主体性のためにそれを育成・指導しなければならない。学校と教師には、こうした指示・命令の否定と育成・指導の肯定という、アンビバレントなかかわりが求められた。宮坂は、子どもの自由や主体性を中心に据えることで、学校と教師による子どもへのかかわり方が、緊張関係を含んでいることを論じている。

これらの議論を、本稿の問題関心に引きつけながら小括すれば、第１に、戦後学校教育の理念の中核には、子どもの自由と自主性があった。子どもの自主性を尊重し、それを最大限に発揮させる学校教育のあり方が構想されたといえる。第２に、それを実現させるための場は、学校と教師から強制的に与えられる教科教育ではなく、その枠を外れた領域に求められた。子どもの自主性を壊さないために、一切の強制が排除されねばならなかったからである。それゆえ第３に、学校と教師は、子どもの自主性を壊さないために強制することなく、しかし同時に、子どもの自主性を育成するために放任することもない、そうした子どもへのか

かわり方を求められた。子どもの自主性を巡る教育的なかかわりには、緊張関係が内在化していた。

以上を踏まえて、つぎに運動部活動それ自体の論じられ方を、城丸章夫と中村敏雄を取り上げて検討する。あらかじめ論点を明示すれば、ここで検討したいのは、大谷武一や宮坂哲文が提示した子どもの自主性という理念が、運動部活動の中でどう現れうるのかという点である。それを問わねばならない理由は、学校と教師が学校教育活動として意図的・計画的にスポーツを編成しようとすれば、皮肉なことに、そのかかわりがスポーツを形式化・画一化させることになりかねず、その結果として、スポーツに見出されていた子ども自主性という理念が壊されてしまうかもしれないからである。すなわち、学校と教師は、子どもの自主性のための運動部活動へのかかわりが、子どもの自主性を壊してしまう、という逆説に向き合わざるを得ない。この逆説をどう考えればよいのか。それを論点として、戦後運動部活動の実践論を展開した代表者である、城丸と中村の議論を検討する[7)]。

5．城丸章夫の運動部活動論[8)]

城丸章夫は、集団主義的な生活指導論を背景にしながら、自治活動である教科外活動の一つとして、運動部活動のあり方を論じた。

まず、城丸の教育観を確認することから始めよう。城丸によれば、日本の義務教育は、親の教育権をおさえて子どもを保護するように成立してきたという。このためとくに戦前において、日本の教師は子どもの保護を一手に引き受け、子どもの学校生活だけでなく、家庭生活にまで指導の手を伸ばし、いわば「親が子を抱きかかえる」ような家族主義的な教育が行われてきたという。

しかし、このような保護の名を借りた、教師による子どもや家庭へのかかわりは、戦後改革を経て、子どもや親の自由に対する介入であり干渉であるとみなされ、パターナリズムとして批判されつつある。そのため城丸は、学校教育のあり方をつくり直す必要があると考えた。ただし、城丸にとって、学校教育の見直しは、従来からの子どもを保護する側面を全面的に捨て去ることを意味しない。城丸が構想したのは、さまざまな悪影響から子どもを保護しながらも、それが行き過ぎることなく、子どもの自主性を尊重し育成していく学校教育のあり方であった（城丸、1962→1993a、pp.13-32）。

こうした背景の中で、城丸は、教師が一方的に指導するのではなく、子ども自身が活動を成り立たせる自治活動を重視した。そして、自治的な特徴を色濃く備える教科外活動を評価し、その一つとしてクラブ活動や運動部活動のあり方を論じた。城丸はクラブ活動を次のように論じる。

> 「クラブ活動は、形式としては子どもの自治、すなわち集団としての経営活動の一つの形態であり、活動内容に即してその特質をとらえてみれば、文化要求をめぐる文化運動――児童文化運動――である。」（城丸、1962→1993a、p.176）

城丸は、子どもが発する「文化要求」を下に、子ども自身による自治活動として、運動部活動を捉えた。この運動部活動論の中心にあるのは、子どもの自主性という理念である。ただし、学校教育が意図的で計画的なものであり、パターナリスティックな側面を持てば、子どもの自主性を壊してしまう。城丸は、学校教育が子どもの自主性に価値を与えながらも、実際には意図的で計画的で画一的な枠があることで、子どもの自主性が壊されてしまう事態を懸念していた（城丸、1962→1993a、pp.161-182）。

それでは、子どもの自主性を尊重した場合、学校教育や運動部活動はどうあるべきであり、教師はどうかかわるべきなのか。城丸は、次のように述べている。

> 「まず指摘されねばならないことは、クラブは文化への愛好者があれば、ひとりでに発生・発展するというものではないことである。･･･文化愛好という事実の前に、子ども社会――子どもが自主的に行動し、自主的に仲間を作る自由を持った社会――が存在しなければならない。･･･子どもが自主性を獲得することは、こんにちの学校では、とくに困難となりつつある。教師がどの程度子どもたちのとりでとなって彼らの自由を守りうるか、子ども自身がど

の程度自主性の確立のために努力するかに、すべてがかけられているように思われる。このことはクラブの発展と成立が、実はクラブが所属する学校社会の自由と自主性とに深く依存していることを物語る。逆にクラブは同好者集団内部の自主性を発展させながら、同時にまた学校社会の民主主義の発展に貢献しなければならないことを意味するであろう。」（城丸、1962→1993a、pp.171-172：傍点は城丸）

城丸によれば、子どもの自主性を尊重するためには、その条件として、「自主的に仲間を作る自由を持った社会」をつくらねばならない。そしてそうした民主的な社会をつくるためには、第１に教師が「とりで」となって子どもを守ることが必要であり、第２に子ども自身が「民主主義の発展に貢献」することが必要であるという。城丸はこの２つの必要性から、子どもの自主性を尊重する学校教育において、教師がどうかかわるべきかという難題に答えようとした。その答えとはすなわち、「保護」「内面からの指導」「経営活動の分担」である。順に説明する。

一つ目の「保護」は、第１の教師が「とりで」となる必要性と関連している。上述したように、城丸は、さまざまな悪影響から子どもを「保護」するという、従来からの学校教育の一側面を全面的に捨て去らず、引き続き重要視していた。と同時に、城丸は、第２の子ども自身が「民主主義の発展に貢献」する必要性と関連させて、教師がその方向へ子どもを導かねばならないと考えた。しかし、子どもを民主主義の発展へと導くその指導が、権威的に行われては子どもの自主性を壊すことになる。そこで構想された教師の指導のあり方が、「内面からの指導」と「経営活動の分担」である。

二つ目の「内面からの指導」とは、教師が同好者の一員として運動部活動に参加し、同志として活動の内部から行う指導のあり方である。城丸は、次のように述べる。

「クラブが同好者的性格を持つ限り、クラブの構成員のなかに同好者としての、あるいは同志としての、教師が参加することは一向にさしつかえないはずである。その教師が、同志の中の先達として、活動を内面から方向づけをしたり、援助を与えたりすることは可能なはずである。」（城丸、1962→1993a、p.180）

城丸によれば、こうした「内面からの指導」は、同好者が自分たちで活動内容をより充実させていくという、運動部活動の「必然的発展の方向に沿った指導」であり、子どもの願いや運動部活動の目標と合致する。それゆえ、子どもの自主性を壊すことなく教師がかかわることが可能となり、民主主義の発展へと子どもを導くことが可能になるという（城丸、1962→1993a、pp.180-182、1952→1993b、pp.286-287）。

三つ目の「経営活動の分担」とは、教師が自ら責任と権限を持つ学校教育内の経営活動を、部分的に子どもに任せ、分担させる指導のあり方である。城丸は、この「経営活動の分担」を、運動部活動を含めた教科外活動全般における自治のあり方として構想した。城丸は次のように述べている。

「子どもの自治の中に溶け込み、自治活動の一部分となった管理は、自治活動の一つの支柱であるが、もはや管理というべきではなくて、一つのいとなみ――経営的な活動である。経営という側面からみれば、これは経営活動を子どもが分担したにすぎないものである。いや、自治活動全体が経営活動の一部分になっているのだというべきであろう。私たちは従来、自治活動を子どもたちの要求組織であり、学校内における集団生活の諸問題を解決する組織であると考えてきた。そのことは、自治活動が、子どもの手による経営活動の分担であり、そういう形で、教師＝子ども集団としての学校の経営が行われると考えてきたことを意味している。」（城丸、1962→1993a、p.72：傍点は城丸）

城丸によれば、自治活動とは「経営活動の一部分」であり「子どもの手による経営活動の分担」であった。この認識は、「教師＝子ども集団」の協同的な学校経営、という理想を反映しているといえる。ここでは、子どもが学校によって経営される客体ではなく、協同的に学校を経営する主体へと転換されている。それゆえ、子どもの自主性は壊されない。つまり、城丸の考えによると、運動部活動の経営を子どもに分担させるよう

な教師の指導は、子どもの自主性を壊すことなく、運動部活動を自治活動として成立させるのであり、その指導によって子どもを民主主義の発展へと導くことが可能になるというわけである（城丸、1962→1993a、pp.69-79）。

６．中村敏雄の運動部活動論[9)]

中村敏雄は、民間体育研究団体である学校体育研究同志会が提唱した運動文化論を背景にしながら、スポーツ文化を享受し発展させる場の一つとして、運動部活動のあり方を論じた。

中村が依拠する運動文化論とは、スポーツ文化を受け継いで、その素晴らしさやたのしみを享受し、さらにより発展させることを目指す立場である。中村は、この立場から運動部活動を捉えた。この捉え方は、城丸が教育として運動部活動を見た捉え方と対比させると、スポーツとして運動部活動を見る捉え方である。中村によれば、運動部活動はスポーツの「クラブ」であり、「クラブ」とは本来的に、自由・自主・自治を原則として、自分たちのために活動する場所を意味している。すなわち、「クラブ」としての運動部活動では、子ども自身が自由に自主的に自治的にスポーツをするという、スポーツの「私事性」が追求されねばならないという（中村、1979→2009、pp.14-38）。その意味で中村は、子どもの自主性を基盤においたスポーツ組織として運動部活動を構想したといえるだろう。

それでは、子どもの自主性を基盤とした場合、教師はどのようにかかわるべきなのか。ここには、城丸が運動部活動を自治活動と捉えたのと同様、子どもの自主性を壊すことなく教師が何をすべきであり何ができるのか、という難題がある。

この難題に中村はどう答えたのか。それを考える準備として、中村が指摘していた、スポーツのあり方を子どもに任せきりにすることで生じうる問題を確認しておこう。その問題とは、たとえば、運動部員が施設や用具を独占することで非運動部員が自由にスポーツをできないという不平等の問題や、非運動部員からも徴収した生徒会費を優先的に使って運動部活動が成立しているという不公正の問題である。これらは、ある生徒のスポーツをする自由が、別の生徒のスポーツをする自由を奪ってしまう問題であり、子どもの自主性を基盤とするためには、解決されねばならない。それゆえ中村は、運動部活動がただ「自分たちのため」だけに活動するだけではなく、「全校生徒のため」に活動するべきであり、運動部員は専門家としてスポーツの普及や発展に努めるべきであると考えた（中村、1979→2009、pp.71-75）。中村は次のように述べている。

> 「誰が、どのようなスポーツを選択・実施するかということについて他人がそれに容喙することはできず、この自由はすべての人に保障されねばならない。しかしすべてのスポーツは人類の文化遺産であり、これを選択・実施するということは、またこれを観戦するということも、直接・間接という違いはあるにしてもともに文化遺産の継承者になるということであり、その発展に責任を負うということを意味している。」（中村、1995→2009、p.179）

中村によれば、スポーツをする者は、スポーツ文化の「継承者」であり、スポーツ文化を発展させる「責任」があるという。この論理から、運動部活動と運動部員は、「全校生徒のため」に、スポーツの普及と発展に努めなければならないとされた。中村は、「スポーツマンに課された使命」を、次のように語っている。

> 「スポーツマンたちは、スポーツのこれまでとこれからという歴史的・社会的な流れの中にあって、スポーツがより多くの人々に愛され、より多くの人々の幸福実現に役立つよう、さらに改革されていくことに力を尽くさなければならないのである。しかもそれは、スポーツの文化的特性を深く考察し、あるべきスポーツの未来像を正確に展望しつつ行われなければならない。先に、スポーツマンたちを『専門家集団』と呼んだのは、こうした事柄を専門的に追求しうる位置にあり、それを基盤としながら専門的な立場からする何らかの、具体的で、しかも未来を見通した新しい提言・試案・実践を展開できる役割をにないうる人たちという意味を、その中に込めたいと考えたからにほかならない。」（中村、1979→2009、p.45：傍点は中村）

つまり、中村は、運動部活動と運動部員にスポーツを「改革」することを求めた。具体的には、多くの生徒がスポーツを愉しめるようにルールを変更したり、工夫を施したり、科学的な練習方法を取り入れたりすることで、「スポーツを変え、クラブを変える」ことを求めた（中村、1979→2009、pp.39-75）。このように運動部活動と運動部員は、スポーツの「改革」を通じて、「全校生徒のため」にスポーツを普及・発展させる「責任」がある。そして、中村によれば、運動部活動と運動部員がその「責任」を果たすように導く役割を担うのが、教師であるという。中村は、次のように述べている。

「クラブを専門家集団ととらえ、彼らがスポーツの発展と、さらに新しい国民運動文化の創造という役割をになうものであると考えることに同意できるならば、すべての顧問教師は、全校生徒とともにあろうとしている彼らの活動を積極的に援助・指導することにも協力すべきではなかろうか。」（中村、1979→2009、p.109）

中村によれば、教師は、運動部活動が全校生徒のための活動となるように「積極的に援助・指導」せねばならないという。ここで注意したいのは、こうした教師のかかわりが子どもの自主性を壊さない、と考えられていることである。なぜなら、スポーツをする運動部員にはスポーツを普及・発展させる「責任」があるからであり、その「責任」を果たしたときにのみ、生徒会費や施設の優先的利用が認められるからである（中村、1979→2009、p.74）。この論理に従えば、運動部員は、「自分たちのため」に活動するという目的のために、自ら進んで「全校生徒のため」に活動することになる。それゆえ、運動部活動を全校生徒のために方向付ける教師のかかわりは、子どもの自主性を壊す強制ではなく、子どもの自主性に沿った援助として意味づけられるのである。

7．おわりに

以上の戦後の教育学／体育学の議論の検討を踏まえて、あらためて、なぜ日本では、スポーツが学校教育へ結びつけられるのかを考察したい。

大谷の学校体育論が典型的に示すように、戦後教育改革期に学校体育のあり方は変化し、戦後民主主義教育はスポーツを中心とした新しい学校体育を求めた。現在に続くような形でスポーツと学校教育が結びつく開始点は、この戦後教育改革期における戦後民主主義教育という構想の中にあったといえる。そして、スポーツと学校教育を結びつける力学は、子どもの自由と自主性への教育的な価値づけであったと考えられる。

そして、スポーツと学校教育が結びつけられるその場所として、運動部活動こそが相応しかった。なぜなら、宮坂の教科外活動論からわかるように、子どもの自由と自主性を尊重し、それらを最大限に発揮させるためには、教科の枠を外れた領域が必要だったからである。その意味で、教科の枠を外れ、さらに教育課程の外にもある運動部活動は、まさに適切な場所だったのである。

ただし、その帰結として、学校と教師は、子どもの自主性を壊さないために強制することなく、しかし同時に、子どもの自主性を育成するために放任することもない、そうした子どもへのかかわり方を求められた。言い換えれば、学校と教師は、子どもの自主性のための運動部活動へのかかわりが、子どもの自主性を壊してしまう、という逆説に向き合わざるを得なくなった。

城丸と中村の運動部活動論の意義の一つは、この逆説を解きほぐそうとした点にあったといえる。城丸と中村は、それぞれ立場は違っても、共通して子どもの自主性を中心に置きながら、スポーツの教育的編成可能性をそれぞれ次のように論じていた。

城丸は、生活指導論の立場から、民主主義の発展に向けた自治活動として、子どもの自主性を尊重した運動部活動を論じた。そして、子どもの自主性を尊重した教師の運動部活動へのかかわり方を、「保護」「内面からの指導」「経営活動の分担」として提示した。こうした論理から見れば、戦後学校教育が求め続けた民主主義と不可分とされる点で、運動部活動はまさに学校教育の一部となり、教師は学校教育活動として運動部活動を成立させつつ協同的に参加せねばならないことになる。

他方で中村は、運動文化論の立場から、スポー

ツ文化の発展に向けたスポーツ組織として、同様に子どもの自主性を尊重とした運動部活動を論じた。そして、子どもの自主性を尊重した教師の運動部活動へのかかわり方を、スポーツ文化を発展させる方向で論じた。この論理によって、教師は、一見すると学校教育とは無関連に思われるスポーツを発展させるために運動部活動へかかわるべきとされる。

このように城丸と中村は、民主主義とスポーツの発展に向けて運動部活動へかかわるべきとする規範を、子どもの自主性を壊さないかかわり方の論理と合わせて、学校と教師へ提示した。そうして、子どもの自主性のための運動部活動へのかかわりが子どもの自主性を壊してしまう、という逆説を解きほぐそうとしたのである。

以上のような戦後の教育学／体育学の議論の展開が、学校と教師を後押ししながら運動部活動を大規模に成立させる一助となり、スポーツと学校教育の日本特殊的関係を構築することに影響を与えてきたのではないだろうか。

［付記］本研究は、平成23～26年度科学研究費補助金若手研究（B）「学校運動部活動の歴史的展開に関する総合的研究」（研究代表者：中澤篤史）の研究成果の一部である。

註

1) 本稿では、教育学および体育学を、両者の不連続性を示す意図から「教育学／体育学」と表記している。語義を遡れば、体育学は「身体教育の学」を由来する言葉であり、教育学の下位分野である。にもかかわらず、これまでの体育学は、いわゆる教育学の範囲の内に留まらず、そこから超え出て、相対的な独自性をもった学問領域として形成されてきた。本稿では、教育学と体育学の間にはそうした不連続性があることを意識しながら、教育学と体育学がそれぞれどのように運動部活動を論じてきたのかを検討する。

2) 本稿では、副題に掲げたこの問い――なぜスポーツは学校教育へ結びつけられるのか――について、①その問いがいかなる理論的含意を有しているのか、②その問いに対して先行研究はどう回答してきたのかを、紙幅の関係で論じられていない。現時点での筆者の考えを要約的に述べれば、①については、子ども自身が自由にたのしむスポーツと、パターナリスティックに子どもの自由を制限しうる学校教育の間には原理的な矛盾があると、これまで指摘されてきた。にもかかわらず運動部活動という現象として、日本ではスポーツと学校教育は結びついている。筆者は、その理由を分析することで、日本の教育が自由とパターナリズムの矛盾にどう向き合ってきたのかを考察したいと考えている。②については、これまでの体育学は、「人格形成論的図式：スポーツは人格を形成するから学校教育へ結びつく」、「身体形成論的図式：スポーツは身体を形成するから学校教育へ結びつく」、「スポーツ文化論的図式：スポーツは継承されるべき文化だから学校教育へ結びつく」といった図式で回答してきた。しかし、それらの図式だけでは、先の問いに十分に答えられていない。そこで筆者は、それらを補完し代替する新たな回答を仮説的に提起するために、戦後の教育学／体育学が議論した「子どもの自由と自主性」を巡る理念に注目している。詳細は別稿を用意したい。

3) ただし、当時から運動部活動の過熱化を抑制しようとする学校と教師のかかわりはあった。たとえば、1907年に全国中学校長会は、文部省の諮問「各学校間に行はるる競技運動の利害及び其弊害を防止する方法如何」に対する答申として、運動部活動の利益に触れながらも、運動部活動の弊害として「競技に熱中するが為め往々学業を疎外すること」などを指摘し、それを防止する方法として「対外競技は予め学校長の許可を得べきこと」や「対外競技を行ふには必らず関係学校の職員に於て順序方法を協議し競技の精神を失はざる様監督すること」の必要性を指摘した（『教育時論』802号、p.38）。こうした全国中学校長会の動向からわかるように、戦前における学校と教師のかかわりは、運動部活動を奨励するというよりも、それを抑制することに主眼が置かれていた（竹之下・岸野、1983、pp.83-85）。その意味で、運動部活動を積極的に成立させようとする学校と教師のかかわりは、やはり戦後に強くなったといってよいだろう。

4) 大谷武一の学校体育論は、『大谷武一体育選集』全巻に目を通しながら、とくに1948年発刊の『これからの体育』などが収められた『大谷武一体育選集５』（大谷、1960）を主な文献として検討した。引用に際しては、原典の発行年と合わせて表記する。

5) 宮坂哲文の教科外活動論は、『宮坂哲文著作集』全巻に目を通しながら、とくに1959年発刊の『新訂　特別教育活動』などが収められた『宮坂哲文著作集Ⅲ』（宮坂、1975）を主な文献として検討した。引用に際しては、原典の発行年と合わせて表記する。

6) ただし、教科外活動や特別活動の領域が子どもの自主性の育成に取り組もうとした理由は、軍国主義教育から民主主義教育へという終戦時の転換のみにあ

るわけではなく、その後に続いた戦後社会のあり方とも関係していた。戦後社会は、「近代化後期」として、高度経済成長と高学歴化を背景に産業的マンパワー育成を学校教育に要請し（麻生、1982）、学校教育は競争と選抜の性格を強めて、落ちこぼれ、登校拒否・不登校、校内暴力、いじめなどを生み出したとされる（久冨、1993）。こうして戦後学校教育の現実は、子ども自体を大切にするという理念から遠ざかっていった。その現実を問題視し、教科外活動や特別活動の領域では、「人間が人間らしく生きることを妨げる現代社会」に対抗するために「生きることの教育」が追求され（宇留田、1981）、「人間疎外への対応」として「生き生きとした学校生活の創造」が追求された（木原、1979）。それを踏まえると、子どもの自主性を育成しようとした教科外活動と特別活動の内実は、時代によって違う可能性があり、留意する必要がある。具体的な留意点を運動部活動に限っていうと、1980年代の管理主義教育の時代において、運動部活動に投影されていた子どもの自主性の理念は崩壊してしまったといえるだろう（中澤、2011a、2011b）。

7）以下に続く５節および６節の議論は、体育科教育学の立場から運動部活動論の内容を分析した神谷拓による諸研究を参考にしている。神谷の研究は、城丸章夫の運動部活動論の個別分析（神谷、2008a）、中村敏雄の運動部活動論の個別分析（神谷・高橋、2006）、両者の比較および内海和雄の運動部活動論も加えた３氏の歴史的関係の分析（神谷、2000）、それらを踏まえた、学習指導要領上で示された戦後の「教育的運動部活動」論の体系的分析（神谷、2008b）などから構成されている。

　ただし、神谷の問題関心は、「何のために運動部活動があるのか」という「運動部活動の存在意義」を突き止めることにあり（神谷、2008b、pp.1-9）、なぜスポーツは学校教育へ結びつくのかを考えようとする筆者の問題関心とは違う。そのため、本稿が論点とした、子どもの自主性という理念が運動部活動の中でどう現れうるのか、運動部活動への学校と教師によるかかわりに含まれる子どもの自主性を巡る逆説をどう考えればよいのかについて、神谷が直接議論しているわけではない。

8）城丸章夫の運動部活動論は、『城丸章夫著作集』全巻に目を通しながら、とくに1962年発刊の『集団主義と教科外活動』が収められた『城丸章夫著作集５ 集団主義と教科外活動』（城丸、1993a）と、1980年発刊の『体育と人間形成』などが収められた『城丸章夫著作集７ 体育・スポーツ論』（城丸、1993b）を主な文献として検討した。引用に際しては、原典の発行年と合わせて表記する。なお城丸は、「クラブ」や「部」という用語を、何らかの文化価値を追求する教科外活動という意味で一括すべきだと考えている（城丸、1980→1993b、p.291）。そのため、ここでは城丸の論じた「クラブ」と「部」のあり方をまとめて、運動部活動論として扱う。

9）中村敏雄の運動部活動論は、『中村敏雄著作集』全巻に目を通しながら、とくに1979年発刊の『クラブ活動入門』などが収められた『中村敏雄著作集４　部活・クラブ論』（中村、2009）を主な文献として検討した。引用に際しては、原典の発行年と合わせて表記する。

参考文献

麻生誠（1982）『近代化と教育』第一法規。

岩原拓（1936）「本邦体育運動の行政的観察」田中寛一・寺沢巌男編『師範大学講座体育14』健文館、pp.1-79.

宇留田敬一（1981）『特別活動論』第一法規。

大谷武一（1960）『大谷武一体育選集５』体育の科学社。

神谷拓（2000）『城丸章夫、中村敏雄の部活動論比較』和歌山大学修士論文。

神谷拓（2008a）「城丸章夫の運動部活動論」『生活指導研究』25、pp.71-94.

神谷拓（2008b）『戦後わが国における「教育的運動部活動」論に関する研究』、筑波大学博士論文。

神谷拓・高橋健夫（2006）「中村敏雄の運動部活動論の検討」『体育科教育科学研究』22（1）、pp.1-14.

木下秀明（1970）『スポーツの近代日本史』杏林書院。

木原孝博（1979）「学校生活論」河合隼雄・木原孝博編『教育学講座17　学校生活の指導』学習研究社、pp.1-26.

久冨善之（1993）『競争の教育』旬報社。

城丸章夫（1993a）『城丸章夫著作集５ 集団主義と教科外活動』青木書店。

城丸章夫（1993b）『城丸章夫著作集７ 体育・スポーツ論』青木書店。

世界教育史研究会編（1975）『世界教育史体系31　体育史』講談社。

竹之下休蔵（1950）『体育五十年』時事通信社。

竹之下休蔵・岸野雄三（1983）『近代日本学校体育史』日本図書センター。

中澤篤史（2011a）「学校運動部活動の戦後史（上）」『一橋社会科学』３、pp.25-46。

中澤篤史（2011b）「学校運動部活動の戦後史（下）」『一橋社会科学』３、pp.47-73。

中村敏雄（2009）『中村敏雄著作集４　部活・クラブ論』創文企画。

宮坂哲文（1975）『宮坂哲文著作集Ⅲ』明治図書出版。

文部省編（1968）『外国における体育・スポーツの現状』。

Bennett, B. L., Howell, M. L. and Simri, U., 1983, *Comparative physical education and sport*（second

edition) , Lea & Febiger.

De Knop, P., Engstrom, L., Skirstad, B. and Weiss, M. R. eds., 1996, *Worldwide trends in youth sport*, Human Kinetics.

Flath, A. W., 1987, "Comparative physical education and sport: United States/Japan",『体育学研究』31 (4) , pp.257-262.

Haag, H., Kayser, D. and Bennett, B. L. eds.,1987, *Comparative physical education and sport* (volume 4) ,Human Kinetics Publisher.

Wagner, E. A. ed., 1989, *Sport in Asia and Africa*, Greenwood press.

Weiss, M. R. and Gould, D. eds., 1986, *The 1984 Olympic scientific congress proceedings volume10 Sport for children and youths*, Human Kinetics Publishers.